

平成 28 年 8 月 25 日

## 「おもてなし規格認証」の運用を開始します

～サービスの品質を見える化し、生産性の向上を実現！！～

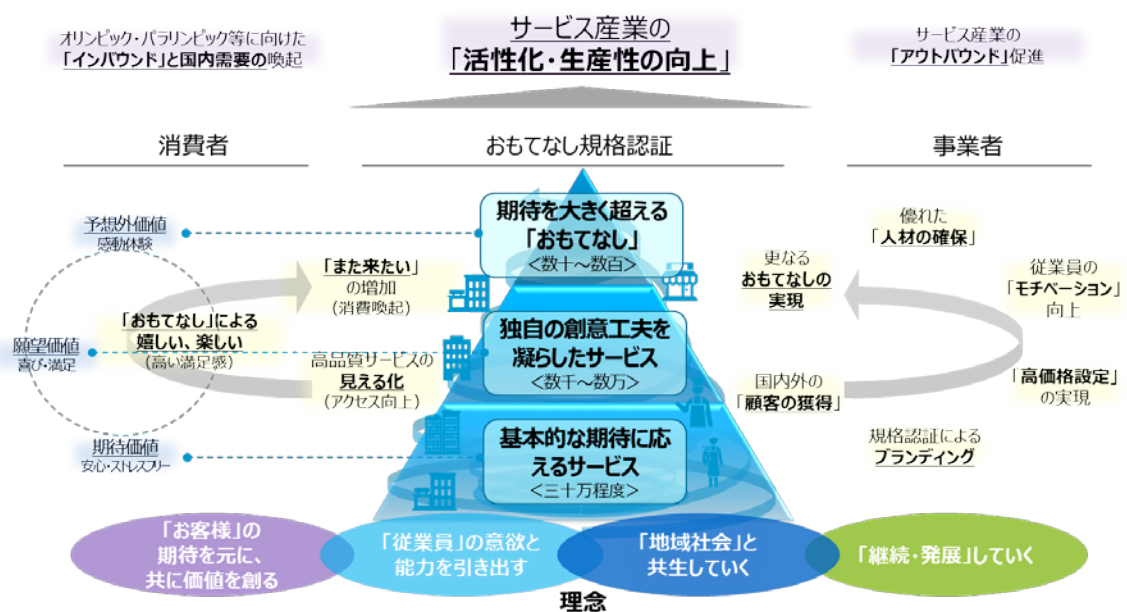
経済産業省は、我が国の GDP の約 75%を占めるサービス産業の活性化・生産性向上のために「おもてなし規格認証」を創設し、本日(25日)より「おもてなし規格認証 2016」の申請受付を開始します。

### 1. 「おもてなし規格認証」

「おもてなし規格認証」は、サービス産業の活性化と生産性の向上を目的として、サービス品質を見える化することによって、サービス事業者の活性化を促進する仕組みです。

「おもてなし規格認証」に申請し、認定されることで、サービス事業者には認証マークが付与され、サービス品質が「見える化」されます。これにより、例えば、サービスを受けるお客様は、マークを参考にしてサービス事業者を選択することができるようになり、マークを持つサービス事業者はお客様に選ばれやすくなることを想定しています。

(参考:「おもてなし規格認証」の理念(イメージ))



## 2. 「おもてなし規格認証 2016」について

本年は「おもてなし規格認証」の理念に基づき、サービス事業者が提供するサービス品質を見える化する 30 項目のうち、15 項目以上が該当することにより、「おもてなし規格認証 2016」に認定されます。

申請すると「認定証」と「おもてなし規格認証 2016 マーク」が発行されます。認定証とマークを印刷し、店頭等に掲出することで、サービス事業者の提供するサービスの品質や取組について、お客様に PR することが可能となります。

「おもてなし規格認証 2016」の申請は、「おもてなし規格認証」ウェブサイト (<https://www.service-design.jp>) から本日(25日)から可能です。

(参考:おもてなし規格認証 2016 マーク)



(本発表資料のお問い合わせ先)

商務情報政策局サービス政策課長 佐々木

担当者: 俣野、棚澤、田邊、宮田、金子

電話:03-3501-1511(内線 4021~6)

03-3580-3922(直通)

03-3501-6613(FAX)